

## 浪速区選挙管理委員会 会議録要旨

1 開催日時 令和6年10月14日(月) 午後2時00分～午後2時50分

2 開催場所 浪速区役所 選挙管理委員会室

3 出席者 委員長 寺田 守  
委員長代理 宮井 順子  
委員 北口 武司  
委員 辻本 邦廣  
参与 幡多 伸子  
参与 松原 真美  
事務局長 田島 透  
主幹 小林 秀隆  
選挙係長 西井 大介

### 4 議題

#### ◎ 決定事項

(1) 選挙人名簿登録者数について(10月14日 選挙時登録)

令和6年10月14日現在の当区選挙人名簿登録者数は次のとおり。

男 31,169名 女 29,916名 計 61,085名

(2) 第50回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査

における告示について、次の告示を行います。

ア) ポスター掲示場の設置

イ) 投票所の設置

ウ) 期日前投票所の設置

エ) 期日前投票所の開閉時刻の繰り下げ

オ) 投票管理者及びその職務代理者の選任

カ) 期日前投票における投票管理者及びその職務代理者の選任

キ) 開票の場所及び日時

ク) 開票管理者及びその職務代理者の選任

ケ) 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時

コ) 投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時

サ) 不在者投票時間の変更

シ) 最高裁判所裁判官の氏名等の掲示場所

ス) 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の場所

- (3) 選挙人名簿の抹消を事前に委員会で議決を行う件について

次のとおり決定しました。

公職選挙法第28条の規定にかかわらず、第50回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査の公示日から選挙期日までに同条2号に該当する選挙人のうち、「転出先の市町村の選挙人名簿に既に登録されている者」及び「選挙時登録において登録予定の者」については別紙のとおりであるので、その選挙人が他の市町村へ転出してから4ヶ月を経過するに至ったときに、選挙人名簿から抹消する。

- (4) 選挙人名簿の抹消権限の一部を委員長に委任する件について

次のとおり決定しました。

公職選挙法第28条の規定にかかわらず、第50回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査の公示日から選挙期日までに同条第2号に該当する選挙人のうち、「転出先の市町村の選挙人名簿に既に登録されている者及び選挙時登録において登録予定の者」の確認ができていない者は、別紙のとおりであるので、各抹消期日に選挙人名簿から抹消する権限を当委員会は委員長に委任する。

なお、公示日以降に同条第1号に該当する選挙人がいた場合及び公示日以降に届出された住民異動届において同条第2号に該当する選挙人がいた場合も同様とする。

## ◎ 報告事項

- (1) 個人演説会開催のために必要な施設の設備の程度及び納付すべき費用の額について  
告示の内容について報告しました。
- (2) 投票事務従事者等各編成表について  
投票事務にかかる従事者等の各編成について報告しました。
- (3) 委員長の急施専決について  
委員長の急施専決によって決議した事項について報告しました。
- (4) 浪速区選挙管理委員会(開票立会人の選任)の時間変更について  
令和6年10月24日開催予定の区選挙管理委員会の時間変更について報告しました。